



角 笛 会 会 報

ホームページ: http://hp.brs.nihon-u.ac.jp/~tsuno_hp/index.shtml

発行所

日本大学生物資源科学部
獣医学科角笛会

〒252-0880

藤沢市亀井野1866

0466-84-3633



巻頭のご挨拶

角笛会会長 中川 秀 樹 (昭和40年卒)

日頃より、角笛会の活動に御協力と御支援を賜っております会員各位に厚く御礼と感謝申し上げます。冒頭に残念な報告を申し上げなければなりません。去る平成26年9月14日に長い年月獣医学教育に精励されておりました桑原正人准教授が急逝されました。1995年にANMECが開設され、MRI、CTによる画像

診断が動物診療に導入された当初から画像解析と臨床診断に熱意を持って取り組まれ、今日の診断技術の道を切り開かれた先人であることは校友諸氏の承知の通りであります。先生の業績に敬意と感謝を表すると共に心より御冥福をお祈り申し上げる次第です。本年度の角笛会幹事会、総会は去る6月29日に日本大学獣医学会と合同開催され、審議事項5議案が承認されました。第4号議案、新役員選任において、副会長に鎌田寛教授、鳥海弘神奈川県獣医師会々長、丸山総一教授が就任され、事務局長は渋谷久教授が退任されて監事に就任されたことに伴い、鯉江洋准教授が就任されました。加えて、常任幹事会の推薦により、不肖私が引き続いて会長を務めることになりました。これまで動物病院長という要職の中、副会長として会の運営に尽力賜りました津曲茂久教授と長年監事として御指導頂きました、湯川眞嘉教授、幅田功先生に深甚なる感謝を申し上げます。本年度のANMEC支援基金研究助成は関瀬利氏の研究課題「頭蓋内器質性病変わもつ犬における血中NT-proBNP値の測定」に贈呈されました。

2年前に決定いたしました獣医学部創設は様々な事情から遅延いたしておりますが、河野学部長の英断により設立への準備が始まったように伺っております。獣医学教育は新カリキュラムが導入され、新たな教育目標を定めて獣医事の社会ニーズに応える獣医師養成が始まり、学生の参加型臨床実習も間もなく導入されます。獣医学教育には学部教育体制は必須であります。今後も学部設立に向けて変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げます。本年度も事業計画に従い準会員である獣医学科在校生支援として、新入生歓迎会、スポーツフェスタ助成、国家試験会場でのサポート、卒業生の成績優秀者表彰、卒業記念品の贈呈、ANMEC支援基金による研究助成を行う予定であります。また、日本大学医療系同窓・校友学術講演会は10月18日に日本大学歯学部大講堂で開催され、本年度の共通テーマである「食と健康」に関して獣医学科からは「食の安全にかかわる食品由来感染症の動向と対策」という演題で森田幸雄教授(東京家政大学)が講演されました。校友各位におかれましては、引き続きまして母校の発展と角笛会の活動に一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。



ご挨拶

獣医学科主任 杉谷 博 士 (昭和47年卒)

会長の中川秀樹先生を始め角笛会の先生方には、日頃より獣医学科の学生教育、研究活動にご支援とご協力を賜り、誠にありがたく、厚くお礼申し上げます。

当獣医学科は、本年3月に142名の卒業生を送り出しました。そのうちの140名が獣医師国家試験に臨

み、127名が合格し、合格率は90.7%でした。本年も多くの獣医師を社会に送り出したこととなります。新卒業生は既にそれぞれの就職先で活躍を始めております。

4月には138(男54、女84)名の新入生を迎え、現在の在籍者数は826(男370、女456)名となりましたが、女子学生の比率が高い状態は相変わらずです。

現在、獣医学教育の質の保障と向上を目的とした取り組みがなされております。平成23年に文部科学省に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」が設置され、既にその意見が取りまとめられています。文部科学省のホームページで会議の議事資料等も見ることができます(http://www.mext/go.jp/b_menu)。そこには、充実した獣医学教育の実施、自律的な教育改善を促す質保障システムの構築、国際水準の獣医学教育の提供を目的として5つの柱が設けられています。(1)モデル・コア・カリキュラムの策定・実施、(2)教育研究体制の充実、(3)分野別第三者評価の導入・実施、(4)共用試験の導入・実施、(5)附属家畜病院・実習環境の改善の5つです。

当獣医学科もこれに沿った改革を進めております。本年4月よりモデル・コア・カリキュラムに沿った新カリキュラムを開始しました。新カリキュラムでは、今まで行ってきた単位進級制度を見直し、学年進級制度に改めました。また、それに伴って研究室体制も少し変化をしております。本年4月には、森友忠昭先生が比較免疫学研究室教授に、五味浩司先生が獣医解剖学研究室教授に、渋谷久先生が獣医分子病理学研究室の教授に昇格されました。また、獣医薬理学研究室の齋藤光芳先生と獣医伝染病学研究室の小熊圭祐先生が助教に昇格され、獣医衛生学研究室には、鈴木由紀先生が助教として着任されました。

一方で、獣医内科学研究室の上地正実先生がご自身の都合で退職をされましたので、総合臨床獣医学研究室の巨敏広先生が獣医内科学研究室の教授として異動され、さらに、坂井学先生が准教授に昇格をされました。

昇格された先生方や新しく着任された先生方も含めて、当獣医学科の先生方には、たくさんのアイデアを提供して頂きながら、それぞれの信頼をエネルギーとして、獣医学教育の充実に励まれることが期待されている状況です。

学科を挙げてこのような取り組みをしている最中、本年9月に獣医放射線学研究室の桑原正人先生がご病気で急逝されたことは、誠に残念でなりません。ご冥福をお祈りするばかりです。

この頃、当獣医学科を卒業された方が多くお越しになります。よくあるのはお子様の入学についてのご相談です。入学試験も多様化しておりますので、詳しい話を伺いたいとお越しになられます。また、研究生になりたいとか、大学院に入学したいというご希望でお越しになる方もおられます。さらに、お仕事上の質問や研究上の質問に来られる方も多くおられます。当獣医学科の卒業生にコミックを描かれている方がおられて、その方は講談社のアフタヌーンという雑誌に獣医関連の作品の連載のための取材に来られました。前は一回限りの読み切りでしたが、読者から多大な賛辞を得られたとのことで連載が決まったそうで、もっと頻繁に取材に来られるそうです。角笛会の方々と交流がますます深まることはとても嬉しいことで、当獣医学科をもっとご利用頂きたく存じます。

藤沢のキャンパスでは一部の古い校舎を取り壊し、新しい校舎の建築が進められております。既に新1号館が完成を致しております。お越しになる方は、その様変わりに驚かれるかもしれません。

角笛会の皆様には一層のご支援、ご協力をお願い申し上げますと共にご健勝を祈念申し上げ、ご挨拶と致します。

◆◆◆◆◆ 平成26年度角笛会総会・第52回日本大学獣医学会開催 ◆◆◆◆◆

事務局長 鯉 江 洋



功労者の授与式

平成26年6月29日(日)、日本大学生物資源科学部10号館第4講義室において平成26年度角笛会総会及び第52回日本大学獣医学会が開催され、多くの会員が集まりました。日本大学獣医学会では山田武喜担当学会長のもと、口頭発表による11題の一般講演、次いで教育講演として「臨床家として知っておきたい～猫の感染症～」と題し、丸山総一先生(獣医公衆衛生学研究室)、遠矢幸伸先生(獣医微生物学研究室)、山谷吉樹先生(総合臨床獣医学研究室)、加納壘先生(獣医臨床病理学研究室)の獣医学科4教員および共立製薬株式会社の中村遊香先生(平成2年卒)により行われました。本年度も一般講演と教育講演の時間を大幅に確保したプログラムとなり、会場からの熱心な質問も多く、内容の充実した学会となりました。

角笛会総会では中川秀樹会長より挨拶があり、森田幸雄議長(昭和61年卒)の進行で審議が行われました。総会に先立ち、木村進先生をはじめ諸先生方のご訃報に際し、黙祷が行われました。平成25年度の事業活動および会計収支報告があり、承認されました。また平成26年度の事業活動および予算案が審議され、満場一致で承認されました。角笛会の発展に貢献した功労者として平塚長生氏(秋田県)、田中治男氏(新潟県)、平松計久氏(京都府)、岩田穎三氏(千葉県)、山里明氏(沖縄県)、三枝清司氏(神奈川県)、藤田実氏(神奈川県)の7人に賞状と記念品が授与されました。また日本大学動物病院の獣医臨床技術の向上と臨床獣医学研究の活性化を目的としたANMEC支援基金研究助成は、関瀬利氏(研究課題:頭蓋内器質性病変をもつ犬における血中NT-proBNP値の測定)が授賞しました。総会后、食堂棟3階にて開催された懇親会には学部校友会の内田俊太郎会長をはじめ他学科同僚校友会の来賓、角笛会校友、大学教員そして学部生(準会員)など多数の参加者が集りました。苦瀬義雄氏(昭和23年卒)の乾杯の音頭で開幕し、にぎやかに談笑するうちに時間が流れ、盛会裏に終了しました。



懇親会の様子

【第52回日本大学獣医学会プログラム】

会 長：丸山総一(日本大学生物資源科学部) 副会長：直井昌之(直井動物病院)
副会長：亘 敏広(日本大学生物資源科学部) 担当学会長：山田武喜(亀戸動物病院)

教育講演 臨床家として知っておきたい～猫の感染症～
座長：山田武喜(亀戸動物病院)、小熊圭祐(獣医伝染病学研究室)
1. 猫のウイルス感染症：特に猫カリシウイルスについて 遠矢幸伸(獣医微生物学研究室)
2. 臨床家として知っておきたい"猫の感染症" 山谷吉樹(総合臨床獣医学研究室)
3. 猫のワクチン あれこれ 中村遊香(共立製薬株式会社・営業技術部)
4. 猫の真菌症 加納 壘(獣医臨床病理学研究室)
5. 猫と人獣共通感染症 丸山総一(獣医公衆衛生学研究室)

一般講演(口頭発表)
座長：亘 敏広(獣医内科学研究室)
1. 自律神経失調症(Dysautonomia)と診断した猫の1例 早川 武、坂井 学、篠崎達也、立石春菜、亘 敏広
2. 肝硬変と糖尿病を併発した犬の1例 佐藤慶太、立石春菜、坂井 学、亘 敏広

座長：岡林 堅(獣医生化学研究室)
3. ネコトロンボモジュリン膜外ドメインの遺伝子および機能解析 佐藤 慧、丸山治彦、永松航太、永松亮一、加納 壘、鎌田 寛
4. イヌ皮膚線維芽細胞におけるブラジキニンによるCa²⁺非依存的nPKC/MEK/ERKシグナリング経路を介したCOX-2発現 中野 令、枝村一弥、中山智宏、北中 卓、岡林 堅、成田貴則、杉谷博士

座長：齋藤光芳(獣医薬理学研究室)
5. 犬の無菌性大腿骨頭壊死症の疫学的調査および病理学的検討 明石有生、枝村一弥、安川慎二、種子島貢司、渋谷 久、佐藤常男、手島健次、浅野和之
6. 猫の肝臓に発生したカルチノイドの1例 山本成実、鈴木 隆、渋谷 久、石川 愛、佐藤常男

動物病院だより

平成26年度日本大学動物病院 (ANMEC) 便り

動物病院長 津曲 茂久

動物病院長に就任してから早いもので4年が経過しました。現在、獣医学科では平成28年度以降に全国レベルで実施予定の参加型臨床実習への対応を急いでおります。特に、その現場となる動物病院における診療体制や教育体制の充実が求められております。そのためにはまず臨床教員数の増加が不可欠ですが、各研究室の教員年齢構成を考慮しますと、一足飛びに教員増員を図ることは困難です。そうなると次善の策として他大学が実施している特任助教(任期制)を採用するしか方策は残されておられません。現実的な対応として、特任助教を確保するために、従来の臨時職員制度を使って一人でも多くの臨床獣医師(4、5年経験者)の採用を強く要望していきたく思います。

動物病院薬局内には多くの薬剤や劇毒物がありますが、これまで学生が自由に立ち入り可能でしたので、今後は24時間指紋認証システムにより薬局への立ち入りを獣医師や今後採用予定の薬剤師だけに制限することになりました。さらに麻薬なども含めた薬剤を、新たに導入する薬品管理システム(平成27年6月に開始する新バーコードに対応)で管理することも求められております。このような徹底した危機管理を推進するためには、専任の薬剤師の配置がどうしても必要であり、薬剤師採用も要望して行く所存です。

現在、有給研修医制度の見直しを行っておりますが、採用試験時期を現在の10月から7月に前倒ししたり、現行4年制度を弾力的に運用することにより、できるだけ多くの学生や卒業生を受け入れたいと考えております。昨年開始した有給研修医評価制度は医学部と同様のシステムですが、今年からは1年ごとの更新時面接にも利用開始しました。ハード面の改善案としては、2代目となる現在のMRIとCTが約10年を経過しましたので、次年度には更新を計画中です(尚、初代CT購入時の募金者名簿はCT室に永久保存されます)。MRIについては現機械の性能大幅アップで対応しますが、CTについては国内最速機種を購入を考慮しておりますので、従来、難しかった無麻酔撮影が可能になるものと期待しております。

動物病院開設以来毎月1回行ってきたANMECセミナーは昨年で200回を超えましたが、日大の教員のみならず他大学や海外の教員にも講師をお願いしております。是非多くの卒業生にご参加をお願いしたいと思います(ホームページに日程、内容を掲載)。

ANMECセミナー開催報告

ANMECセミナーは、臨床に必要な基礎から新知見まで網羅した多くの情報の発信源です。ご興味をお持ちの先生方は、どうぞご参加ください。

平成25年度 ANMECセミナー開催(第204回~第209回)

第204回(H25.10.21開催)

演題:「整形外科の苦手な方のために!!

骨折り損にならないための骨折動物の管理 ~ 一時処置、治療法の選択、外固定、周術期の管理、プレート抜去、癒合不全に関する噂を検証する ~」

枝村一弥先生(獣医外科学研究室)

第205回(H25.11.18開催)

演題:「高カルシウム血症と低カルシウム血症」

松木直章先生(東京大学 獣医臨床病理学教室)

第206回(H25.12.16開催)

演題:「知っておきたい犬と猫の感染症 ~ 基礎と最近の話題 ~」

小熊圭祐先生(獣医伝染病学研究室)

第207回(H26.1.27開催)

演題:「犬アトピー性皮膚炎のアップデート」

西藤公司先生(東京農工大学 農学研究院動物生命科学部門)

第208回(H26.2.10開催)

演題:「犬と猫の止血凝固異常症」

丸山治彦先生(獣医臨床病理学研究室)

第209回(H26.3.17開催)

演題:「有給研修修了予定者による症例検討会」

有給研修修了予定者9名

平成26年度 ANMECセミナー開催(第210回~第215回)

第210回(H26.4.14開催)

演題:「イヌ鼻腔内腫瘍の診断と治療」

高橋朋子先生(獣医放射線学研究室)

第211回(H26.5.19開催)

演題:「心肺蘇生ガイドラインと

ANMEC麻酔関連偶発症例2013の報告」

手島健次先生(獣医外科学研究室)

第212回(H26.6.23開催)

演題:「FLUTD ~ 特に猫特発性膀胱炎の原因と最新管理 ~」

Dr. S. Dru Forrester(マーク・モーリス研究所)

第213回(H26.7.14開催)

演題:「慢性痛に対する鎮痛」

Dr. Lysa Pam Posner

(ノースカロライナ州立大学 日本大学生物資源科学部 非常勤講師)

第214回(H26.9.22開催)

演題:「犬の副腎疾患」

松木直章先生(東京大学 獣医臨床病理学教室)

第215回(H26.10.20開催)

演題:「THE神経 ~ 神経学的検査から診断まで ~」

伊藤大介先生(総合臨床獣医学研究室)

動物医科学研究センターセミナー開催報告

動物医科学研究センターセミナー開催 (第91回～第101回)

第91回 (H25.10.8開催)

演題；「腸内環境を介した免疫制御とワクチン開発、創薬への展開」
國澤 純先生
(独立行政法人医薬基盤研究所 ワクチンマテリアルプロジェクト・プロジェクトリーダー)

第92回 (H25.11.12開催)

演題；「動物衛生研究所のアルボウイルス感染症に対する取り組み」
山川 睦先生
(動物衛生研究所 ウイルス・疫学研究領域長補佐)

第93回 (H25.12.10開催)

演題；「狂犬病の現状と課題 ～医学領域からの挑戦～」
西園 晃先生 (大分大学医学部 微生物学講座 教授)

第94回 (H26.1.14開催)

演題；「バベシア原虫感染症に対する診断・治療・予防法に関する研究」
玄 学南先生
(帯広畜産大学 原虫病研究センター生体防御学研究室 教授)

第95回 (H26.2.18開催)

演題；「顧みられない熱帯病 ～アフリカトリパノソーマ症の現状～」
杉本千尋先生
(北海道大学 人獣共通感染症リサーチセンター 国際協力・教育部門 教授)

第96回 (H26.3.11開催)

演題；「環境変化とマラリア ～気候変動の影響を考える～」
皆川 昇先生 (長崎大学 熱帯医学研究所 病害動物学分野 教授)

第97回 (H26.5.13開催)

演題；「ゲノム解析から明らかにするウイルスの病原性獲得のメカニズム」
鈴木由紀先生 (日本大学生物資源科学部 獣医衛生学研究室 助教)

第98回 (H26.6.10開催)

演題；「海生ほ乳類の絶食とその機構」
鈴木美和先生 (日本大学生物資源科学部 海洋生物生理学研究室 准教授)

第99回 (H26.7.8開催)

演題；「発がんにおける炎症反応の役割」
小熊圭祐先生 (日本大学生物資源科学部 獣医伝染病学研究室 助教)

第100回 (H26.9.16開催)

演題；「難培養魚類病原体に対するワクチン開発」
松山知正先生 (増養殖研究所 病害防除部健康管理研究グループ)

特別セミナー (共催：国際地域研究所) H26.9.30開催

演題；「ウガンダ共和国における乳房炎の制御と牛乳衛生」
Mr. Steven Kakooza (マケレレ大学獣医学部中央診断ラボ ラボテクニシャン)

第101回 (H26.10.14開催)

演題；「感染症対策における量的研究の重要性」
横山栄二先生 (千葉県衛生研究所)

獣医学科の近況

【獣医師国家試験】

第65回獣医師国家試験が平成26年2月18日、2月19日にTOC有明4階にて行われました。日本大学獣医学科から140名が受験し、127名が合格しました。合格率は90.7% (全国平均90.2%) でした。

【表彰、受賞】

平成25年度の卒業生のうち優等賞が塚越菜々子さん、学部長賞が加藤真樹さん、佐々木駿さん、学長賞 (体育部門) が上原佑紀さん、日本獣医師会長賞が唐谷ななさん、角笛会賞が皆川加奈さん、大山達也さん、角笛会特別賞が弓桁 洋さんにそれぞれ授与されました。

【博士 (獣医学) の学位取得者】

課程博士：小林豊和氏、飯田玄德氏、井村貴之氏、岡西広樹氏、小野かおり氏、河野正太氏、木庭獵達氏、柴崎康宏氏、中村 隆氏、瀬川太雄氏

【退職】

上地正実教授 (獣医内科学) が退職されました。中野めぐみ実習助手 (学科事務) が退職されました。

【人事・昇格】

森友忠昭准教授 (魚病学) が比較免疫学研究室の教授に、渋谷 久准教授 (獣医病理学) が獣医分子病理学研究室の教授に昇進されました。また、五味浩司准教授 (獣医解剖学) が教授に昇進されました。坂井 学専任講師 (獣医内科学) が准教授に昇進されました。小熊圭祐助手 (獣医伝染病学)、齋藤光芳助手 (獣医薬理学) が助教に昇進されました。亘 敏広教授 (総合臨床獣医学) が獣医内科学研究室に異動されました。

【新任】

鈴木由紀助教 (獣医衛生学)、佐藤春花実習助手 (学科事務)、小池未記実習助手 (家畜病院) が着任されました。

■新任の先生の自己紹介



(獣医衛生学)
鈴木由紀助教

2014年4月に獣医衛生学研究室に助教として着任した鈴木由紀と申します。2009年に日本大学大学院で博士号を取得後、ポスドクターとして他の研究所や大学に勤務し、5年ぶりに母校に戻ってきました。学生に元気をもらいながら、毎日楽しく仕事をしています。研究はウイルスと宿主の進化を解析することによって、ウイルスの性状や病原性因子の探索を行っています。昨今、エボラウイルスや口蹄疫など何かと話題の多いウイルス感染症ですが、少しでもウイルスの弱点を見つけるべく研究に勤しんでいます。どうぞよろしくお願ひします。

■平成26年度獣医学科入試状況

選抜方法	募集人員	受験者数	合格者数	競争率
本校試験 (第 1 期)	35名	1,223 (598)	114 (58)	10.7
本校試験 (第 2 期)	15名	629 (315)	29 (18)	21.7
センター試験利用	10名	689 (336)	42 (18)	16.4
一般推薦 (公募制)	学部全体で70名	52 (34)	23 (14)	2.7
一般推薦 (公募制・関連産業後継者)	学部全体で22名	10 (7)	9 (7)	1.1
校友子女推薦 (公募制)	学部全体で23名	11 (6)	11 (6)	1.0

()内は女子

■学年担任 (平成26年度)

- 1 年次：渋谷 久教授 (獣医分子病理学)、高橋朋子専任講師 (獣医放射線学)、西村知良准教授 (一般教養)
- 2 年次：亘 敏広教授 (獣医内科学)、大滝忠利専任講師 (獣医臨床繁殖学)
- 3 年次：浅野隆司教授 (獣医薬理学)、鯉江 洋准教授 (獣医生理学)
- 4 年次：遠矢幸伸教授 (獣医微生物学)、松本 淳准教授 (医動物学)
- 5 年次：中山智宏教授 (獣医放射線学)、加納 壘准教授 (獣医臨床病理学)
- 6 年次：森友忠昭教授 (比較免疫学)、坂井 学准教授 (獣医内科学)

訃 報

桑原正人先生のご逝去を悼む

総合臨床獣医学研究室 特任教授 大場 茂夫



獣医学科准教授の桑原正人先生が、平成26年9月14日にご逝去されました。前日の入院から翌日未明のことでした。

診断は急性肺炎とのことでした。昨年の9月に肺炎から膿胸となり、1ヶ月ほど入院されてはいましたが、完治されたとお聞きしていたので、まさかこのようなことになるとは、61歳の若さでのご急逝は、まことに痛恨の極みであります。

桑原先生は昭和28年4月30日に前橋市にてお生まれです。3人兄弟の長兄として、獣医師をめざし昭和45年4月私立佐野日本大学付属高校入学、同卒業。昭和48年日本大学農獣医学部獣医学科入学、同卒業。卒業後は日本大学大学院獣医学研究科に進学され、昭和54年同研究科を修了されました。同年4月からは日本大学助手として、本学農獣医学部獣医学科に奉職されました。

以後、一貫して日本大学のために、特に小動物の臨床研究をされておりました。父君虎太郎氏、賢弟の保光氏とともに、獣医師一家の環境でもありました。学位は修士を昭和54年3月、博士の学位は平成4年3月取得されております。平成5年には大学より命ぜられて小動物の腫瘍に関する研究のためアメリカ合衆国に1年間の留学をされました。翌平成7年には助教授に昇格し、放射線学研究室において学生の指導・研究に毎日奮闘されておりました。平成10年には「猫の乳腺腫瘍に対する内因性腫瘍壊死因子誘導治療」により日本獣医師会学会奨励賞を受賞、翌年には日本大学生物資源科学部学部長賞を受賞されております。

先生の業績を今更ながら、顧みますと、国内、国外をふくめ、特許数17件におよび、学術論文は英文44篇、和文47篇、その他 関わる著書、報告書をふくめると実に総数130篇と膨大であります。

桑原先生と私との付き合いは、先生が大学院修士在籍時代に遡ります。先生は当時イヌの膝蓋骨脱臼の計数的解析の研究のため東京大学大型計算センターに日参されており、私も膨大な酪農データを抱えて困惑している時期でした。文京区弥生町の同センターで、先生から手ほどきをうけた毎日が、なつかしく思い出されます。以後、研究の師匠として35年以上の御交誼を戴いておりました。

先生は研究の虫でありました。高校、大学、大学院と日本大学の中を歩み、まさに叩き上げの中の、叩き上げでありました。ここ2、3ヶ月は体調も回復されて、好奇心旺盛な先生は、研究の順調な進展をうれしそうに語るその様子には、とてもエネルギーを感じておりました。

亡くなる1週間前には、医学部、工学部合同で心臓血管系の研究組織を、桑原先生を中心に立ち上げることになったと語る先生に、青年のような恥じらいを感じたのは私だけでしょうか。研究の成果が、まさに花開こうという矢先のご逝去でした。

矢折れ尽きる。満身創痍。

ああ、君は、いま天空の彼方か、見守って欲しいとは言いません。

なぜなら、君はそこにいても、さらに高みを目指して、さらなる研究に邁進していくことだろうから。

合掌

トピックス

第13回日本大学医療系同窓・校友学術講演会の開催

前事務局長 渋谷 久 (昭和62年卒)

第13回日本大学医療系同窓・校友 (医学部同窓会、歯学部同窓会、松戸歯学部同窓会、薬学部校友会、獣医学科校友会・角笛会) 学術講演会は平成26年10月18日 (土) 歯学部主幹で「食と健康」をテーマにシンポジウム形式で開催されました。第11回から共通テーマを設けており、講演後に開催する総合討論で自由な情報交換が行われました。角笛会からは、東京家政大学家政学部栄養学科の森田幸雄教授 (昭和61年卒) が「食の安全にかかわる食品由来感染症の動向と対策」と題して発表しました。



講演会後の懇親会は、学部を超えた懇親の輪が広がっておりました。日本大学医療系同窓・校友学術講演会は毎年10月頃開催し、日本大学医療系学部の校友が集う唯一の講演会です。また日本獣医師会の獣医師生涯研修プログラムの単位認定がありますので、角笛会会員以外の獣医師もお誘いの上、是非ご参加ください。

第13回日本大学医療系同窓・校友学術講演会
日 時：平成26年10月18日(土) 13:30~17:30
場 所：日本大学歯学部 1号館4階大講堂

閉会の辞

小幡 純 (当番学部・日本大学歯学部同窓会)

テーマ：食と健康

第1講演 松戸歯学部同窓会

演者：那須郁夫 (松戸歯学部公衆予防歯科学講座教授)
座長：山浦賀弘 (松戸歯学部同窓会学術担当常任理事)
健康寿命の延伸は咀嚼機能向上から

第2講演 生物資源科学部獣医学科校友会・角笛会

演者：森田幸雄 (東京家政大学家政学部栄養学科教授)
座長：壁谷英則 (生物資源科学部獣医学科獣医公衆衛生学研究室准教授)
食の安全にかかわる食品由来感染症の動向と対策

第3講演 薬学部校友会

演者：安川 憲 (薬学部セルフメディケーション学研究室教授)
座長：日高慎二 (薬学部医薬品評価科学研究室教授)
健康食品 - そのエビデンスの落とし穴 -

第4講演 医学部同窓会

演者：石原寿光 (医学部内科学系糖尿病・代謝内科教授)
座長：岡野匡雄 (医学部同窓会会長・日本大学客員教授)
食事療法の再考および薬物療法の進歩からみた
糖尿病治療戦略の新展開

第5講演 歯学部同窓会

演者：植田耕一郎 (歯学部摂食機能療法学講座教授)
座長：藤川謙次 (歯学部同窓会学術委員長)
摂食嚥下リハビリテーション その考え方と手法
~急性期から終末期に至る対応~

閉会の辞

阿部正也 (次回当番学部・松戸歯学部同窓会会長)

懇親会

司会・進行：西原英志 (歯学部同窓会学術委員)
来賓挨拶：前野正夫 (歯学部長)



平成25年度角笛会支部会・他学科分会の活動状況と派遣者

平成25年度は角笛会16支部へ教員派遣をしました。残念ながら大学の行事と重なり派遣できなかった支部もありましたが、多くの支部が活発に活動している様子がうかがえます。また生物資源科学部校友会分会には角笛会会長あるいは副会長がご臨席され、交流を深めました。

H25年 6月15日(土)	桜 水 会	中 川 秀 樹	11月9日(土)	角笛会福岡県支部	酒 井 健 夫
6月29日(土)	湘 南 校 友 会	津 曲 茂 久	11月16日(土)	角笛会岩手県支部	小 熊 圭 祐
7月12日(金)	角笛会福島県支部	森 友 忠 昭	11月18日(月)	角笛会神奈川県支部	中川秀樹、教員17名
7月14日(日)	角笛会新潟県支部	滝 山 直 昭	11月30日(土)	角笛会千葉県支部(講演会)	酒 井 健 夫
7月27日(土)	角笛会京都支部	北 川 勝 人	11月30日(土)	角笛会山形県支部	加 納 壘
8月24日(土)	角笛会東北海道支部	佐 藤 雪 太	H26年 1月10日(金)	角笛会東京都支部	津 曲 茂 久
9月7日(土)	角笛会熊本県支部	渋谷 久	2月8日(土)	角笛会茨城県支部	渋谷 久
9月21日(土)	角笛会岐阜県支部	教員10名	3月2日(日)	角笛会群馬県支部	北 川 勝 人
10月12日(土)	農学校友会創立60周年記念	中 川 秀 樹	3月16日(日)	角笛会静岡県支部	鎌 田 寛
11月9日(土)	工学会創立50周年記念	中 川 秀 樹	3月22日(土)	角笛会愛知県支部	杉 谷 博 士

(敬称略)

角笛会関連記事(校友だより)

飼い犬登録制度の誕生と法制定

編者；青木 蓉治 (昭和36年卒)

1 飼い犬と人間は区市町村に届けが

起稿の動機は、住民票の手続きで市役所に出向いたときに、案内板の「飼い犬の届け」担当先が偶然目にしたとき、飼い猫の届けは必要としないで、「なぜ、飼い犬と人間は、区市町村役所に届けを行わなければならないのか。」

これまで、疑問に思わなかったが、妙に、そのとき、「なぜ」に強く好奇心が刺激されたが、すぐに謎解きをしないうまま、その後、ときどき、どうしてか「なぜ」を思い出し、これを繰り返す中で、やっと、積年の宿題を調べる気持ちが沸きたち編纂した記録です。

なお本稿は、飼い犬に限定し、登録制度を、だれが、いつの時代に、どのようなきっかけで定め、その後、どのような足跡を残しているのか、これら周辺を取り巻く事象などに焦点を合わせ編纂してみました。「ご笑読ください。」

2 誤解されている綱吉の人物像

いわゆる「生類あわれみの儀」は、綱吉死去する24年間運用され、この政道で人々が難儀させられたことで、5代将軍徳川綱吉を「犬公方」と称し、伝聞され理解されています。

今日、歴史に残る綱吉の人物像として、次の3通りの見方ができます。

- (1) 独裁者で、側近の寵臣以外の意見を軽視し、悪法で民衆を苦しめたという説、
- (2) 歴代15人の将軍うちで、特に父母に忠孝を尽くし、中国の孔子の教えを説く儒学を好むことでも有名な人物であるという説。

綱吉の人柄の良さを示す逸話に、将軍宣下を受ける前の館林城(群馬県)藩主として、代官たちに「支配者が寛かに民を扱うと、民は奢りに走り本業を怠る 奢侈を許してはいけない、民は為政者を信用していないため、政者もまた民を疑っている、このようなことが起こらないように意思の疎通に心がけよ、代官等は率先して身を慎み、職務をよく理解し、年貢の収納に努め、下役に任せ切りにせず、自らが先立って職務に精励することが肝要である」と諭していることをみますと、彼は、潔癖すぎるほど自己の信条をつらぬきとおす人物の評価と、一方、この道は別と、父親に似て、家臣の妻や娘に手を出す性癖の持ち主と(三王外記)に記述があります。

なお、ドイツ人医師のエンゲルベルト・ケンペル氏が、1691年(元禄4)年、1692年(元禄5)と再度にわたり謁見した評価には「綱吉は非常に英明な君主であるという印象を受けた」(ケンペル著『日本誌』)と述べてもいます。

綱吉は儒学教育のため、1797年(寛政9)に昌平学問所(通称『昌平校』)を幕府直轄の学問所として開設し、直参の武士、郷土、浪人にも儒教を学ばせています。

学問所は1690年(元禄3)に上野忍岡から神田湯島の地に孔子廟聖堂と併設で移築させて、東京大学の前身の学舎で、いま、JR中央線東京方面行き御茶ノ水駅先端ホーム

から神田川を隔てた東京医科歯科大学側に、緑の木立と黒瓦を乗せた白塀に囲まれている湯島聖堂として眺め、当時の賑いを回想することができます。

(3) 仏教の説く「生きものへのおもいやり精神」を強く政道に反映させたという説

「生類あわれみの令」と通説で例えられていますが、この名称は幕府引継文書を、東京警視庁が取締り規制を編纂した「徳川時代警察沿革史上・下巻(国会刊行会発行)」の記録に、見当たりません、おそらく「犬計無限總て生類人々慈悲の心を元といたし憐み候儀肝要に候事」で発布した名称を、簡略化して言い換えているのではないのでしょうか。

この先に記述で便宜的に用いますが、いわゆる「生類あわれみの令」誕生秘話の一説に、綱吉の子「徳松」6歳で病死(1683年(天和3))した後、綱吉に世継ぎができないことを心配した母親「玉」が絶大の信頼を寄せていた護持院住職隆光に相談したところ、「綱吉に子が出来ないのは前世で行った殺生が原因なので、特に成年生まれの綱吉は犬を大切にすると」母親に伝え、この言葉を綱吉に進言したことから、「生類あわれみの令」説の誕生と伝えられています。この説は誤認され伝聞していると思います。

なぜならば、綱吉が住職隆光と関わりが生じる、2年前、1685年(貞享2)頃から、仏教の説く「生きものへのおもいやり精神」に深く共鳴し、「犬計無限總て生類人々慈悲の心を元といたし憐み候儀肝要に候事」を発布しています。

この発令の内容にみられるように、生きもの愛護精神に富む実例に、綱吉は歴代将軍の遊びの鷹狩もやめて、鷹狩役人5人を中野犬小屋に配置替えをするとともに、犬医者2名を配置して養育管理を行った記録から、隆光の進言による「生類あわれみの令」説は否定できます。

一連の資料に、興味ある記録があります。それは、江戸の獣医師が、1694年(元禄7)7月「喧嘩犬が傷ついたら犬医者の五郎兵衛に調薬を依頼せよ」や、「路上で馬が倒れ馬医者に養生させるように」、また「八丈島に放鳥するために鳥医を付き添わせた」の事例などで、獣医師が登場しています。

注「先人の獣医師は、いつの時代に誕生したのか、どなたか御教示ねがいませんか。」

3 三代将軍家光の「尼好き」で誕生した五代将軍綱吉の人物像

綱吉生涯は、父親は三代家光、母親は側室の於国(玉)(後の桂晶院79歳で死去)の4男として1646年(天保3)戌年に誕生、64歳の1709年(宝永6)に「麻疹(はしか)」に感染し生涯をとじました。墓所は国立博物館から(東京都台東区上野桜木)徒歩5分ほどの距離に所在する徳川家関係者が眠る寛永寺内にあります。

綱吉誕生の背景は、母親「玉」が側室に座する過程として、1639年(寛永16)3月、家光35歳の壮年時、京都公卿六条参議有純の娘(19歳)尼僧が、伊勢の尼寺慶光院尼僧の跡目相続の挨拶で拝謁に、この尼僧の付き添い腰元「玉」も拝謁しました。家光はこの若き尼僧に一目ぼれして「仏の嫁(尼)で生涯を送らせるのは惜しい、仏でなく俺の側

室に」と還俗させ側室「家康の寵妾お万と同名のお万を名乗せました。88歳死去」にしたうえ、ついでに、腰元の「玉」も側室にして、綱吉の生母へと座を占めました。ちなみに「玉」生家は、京都堀川通西藪屋町で八百屋を営む仁左衛門の娘（16歳）です。当時、土農工商の身分制度に厳しい社会にもかかわらず、将軍の母親に位置したことで、これを称して、今日、裕福な男に嫁ぐ喩えに「玉の輿に乗る」の言葉が使われています。

4 飼い犬登録のきっかけ

当時の江戸の町域を、現行地図で正確に読み取ることができませんが、概略で都心と称される千代田、中央、港、台東（浅草）、文京（本郷3丁目「金安までが江戸の内」）に新宿の一部該当するようです。この狭い町には総人口一般50万、参勤交代滞滞在武士50万の計100万人が居住し、さらに放浪犬10万頭余がいた様子が、ことわざに「伊勢屋、稲荷に犬のくそ」と残るほど、町なかに犬徘徊が多くみられ、人びとが犬をおいはらう、棒でたたくなど、愛護精神に欠ける違反者が減らないため、仏心「おもいやり精神」で「犬毛付書上帳制度」が定められ、これに基づき、飼い犬の持ち主は、番所に「飼い犬登録」を必要とする制度が誕生しています。

さらに奉行所に犬目付職の役人「現役職名；動物監視員」を配置し、犬への虐待を取締り、また1969年（元禄9）頃には、犬虐待を見聞した密告者に賞金を支払う事例から、人々は賞金欲しさに愛護精神論を越え、互いの行動を監視する密告社会がうまれた様子が想像できます。

密告社会が生まれる原因として考えられることは、おそらく行政担当役人が、次項に掲げる条文末尾の「...ならない、べし、せよ」語句の解釈と、この運用が拡大し、さらに条文運用の独り歩きする事態が生じ、そこから住民相互の不信感、不満も高まる世情が、綱吉政道の悪いイメージ伝聞が延々と、今日までも続いている根底にあると推測します。

5 「おもいやり精神」事例

綱吉の政道に、風儀、宗教、祭儀、出版、衣服の制度、貧民救済、賭博、淫買、火災、古物商、質屋、臍物取締、遺失物理蔵物、旅人、奉公人竝に請人、浮浪の徒、変死の事、芝居、棄児、迷児、牛馬車、籠輿、鳥獣漁獵、度量衡、道路（塵芥、廃棄或は関所水路橋梁堤防井戸などに関する取締）、乞食、無宿、罪人、悪漢の逮捕に関する事竝之を取り押さえる者の賞與など細かく具体的に分類されている原書の目次と、六法全書記載されている法律名と、条文規定の内容に多くの類似点を多く見出すことができます。

「特に、生類おもいやり精神の実例及び飼い犬登録の誕生の記述があります。」

- 一、將軍御成りの時に人が土下座しても、犬や猫をつないでおく必要はない
- 一、町内には犬用の水と書いた桶、柄杓を置くべし
- 一、犬の毛色をすべて帳簿に記して、その出入りを正確に把握せよ
- 一、蛇・犬・猫・鼠などに芸を教えて見世物にしてはならない
- 一、犬が行方不明になったら徹底的に探せ
- 一、鳥類家畜類はもとより、ノミ・蚊・蠅にいたるまで

殺してはならない

- 一、子犬が遊びに出るときは親犬をつけさせよ
- 一、釣りをしてはならぬ
- 一、鳥類・貝類・海老などを今後料理してはならない
- 一、子犬を川へ流してはならない
- 一、違反者を密告した者には、賞金を与える

6 住民登録類似の「飼い犬登録」誕生で犬盗難が多発

幕府は犬を保護するために、幕府直轄地の人びとに対して「犬の毛色をすべて帳簿に記して、その出入りを正確に把握せよ」これに基づき「犬毛付書上帳」から「飼い犬登録」システムが誕生し、飼い犬届けが役所扱いの始めであると確信しています。

なお、荒れ犬（狂犬）収容から「狂犬病予防法」に継承される歩みの歴史があるのでは...

一方、住民登録の起こりは、この時代、住民は居住する町村の庄屋（名主）が把握し、現行の住民登録担当役所の役割を担う、旦那寺に住民登録の届出を行います。この旦那寺は「宗門人別改帳」に住民名などを記帳し、住民が旅行などで他藩を通行できるパスポート発行役を任されています。この歴史が寺と檀家の繋がり、寺が墓地を設置経営の一環で過去帳を備える起こりへと連関しています。この住民登録票の記載例と類似している形式が「犬の戸籍簿」制度です。住民の「家の家には、犬が何頭飼育されている、その犬の毛色と特徴は何か、雌雄、生死は」を番所（警察署）に届出することで、飼い犬の生死や、咬傷を受けた際の責任の所在を明確する位置付があります。

この届出扱いを幕府が扱った実証例があります。それは綱吉政権下の一大事件に、1701年（元禄14）江戸城松の廊下で、浅野長矩が吉良上野介に対する忠臣蔵で有名な刃傷事件が発生しています。この事件で領主浅野長矩の赤穂城（兵庫県赤穂市）の引継書面で城備品の弓矢、銃など武器数に併せて、城内飼育犬の毛色・頭数も記録し提出している記録があります。

「犬毛付書上帳」届出が定められた事で、問題が発生した事例に、飼い犬の家出で行方不明になり、見当たらなくなって、飼い主は大騒ぎをして、犬を探し回らなければならなくなりました。その理由に「飼い犬を殺したのではないかと疑われ、「罰を受ける」虞があるため、この飼い主は騒ぎをしたそうです。どうしても家出犬を見つけない飼い主の「飼い犬の盗み」事例が多発し、犬を盗まれた飼い主は、また「他の犬を盗む」という、トランプのババ抜き事態が生じたので、住民が江戸町奉行所（警察署・裁判所）に訴えてきました。これには幕府老中も困り、「犬が行方不明になり、探し尋ねても見つからないときは、無理に探さなくても及ばない」住民に下命しました。

この処置を綱吉に上申したところ「老中が訴え人に申し渡しのことは誤っている」と叱責を受け、改めて幕府は「訴え人が行方不明犬の捜索方法の帳尻合わせのさまは、人々が生類をあわれむ精神の考えにそぐわない振る舞いである」と申し渡し、「今後、飼い犬が見えなくなって、これをなおざりにする者がいたら訴えるように」、さらに「他人の飼い犬がきたら、それもよく養い育て、その飼い主がわかったら返還するように」先の下命処分の取消しを伝えています。

7 江戸の犬管理センター

東京都の動物管理愛護センターは、世田谷、八王子、国立、国分寺、新宿、大田区などに設置されています。なお、東京23区保健所では施設はありません。

綱吉が初めに犬小屋を設置した場所として、1692年（元禄5）に喜多見村（世田谷区）の小屋に13,878頭収容し、のち1695年（元禄8）は農村地の大久保・中野に犬小屋が設置しました。江戸時代に所在した、中野の犬小屋の設置場所は、現在、新宿副都心に隣接する中野駅周辺、中野区役所、中野サンプラザから高円寺周辺にいたる場所です。

いま中野区役所側面の小規模な場所に乳房に吸い付く子犬と母親犬、その他成犬4頭の銅像から犬小屋の歴史を垣間見ることが出来ます。中野駅周辺地一帯は高層ビルが林立していますが、以前、「囲町公園」がありました。

犬小屋設置の史話に、綱吉が成年生まれの犬好きで、100匹に及ぶ狩犬を愛玩し、犬に関して極端化したあげくに、1687年以降、「一の囲」（中野2丁目）に設置を皮切りに、この場所に「お犬様」が増えるにしたがい、中野駅北口（中野4丁目）に「二の囲」、警察大学（中野4丁目）所在の地に「三の囲」、さらに環7通りの東側（高円寺北1丁目）までに「四の囲」、中野3丁目と高円寺南5丁目の東半分に「五の囲」といった具合に広大な犬収容施設がありました。

この施設は、東西2キロメートル、南北1キロメートルの範囲に約30万坪もの面積の施設で、例えば「一の囲」「一の囲」の敷地総面積は、約16万坪（ $1\text{km} \times 530\text{m} = 53\text{万m}^2$ ）で、工事施工者（JR中野操作場周辺中野2丁目）は、津山藩（岡山県津山市）と峰山藩（京都府京丹後市）に請け負わされ、両藩では毎日2万人に作業人を供出して、1695年（元禄8）10月14日から11月13日までの30日間をついやし完成させています。

ちなみに犬舎建築費用は20万両。1年間の飼育料は約10万両（1両10万円で換算）も要したので、両藩ともに、財政難に陥ったそうです。なお幕府も多額な出費をしたため、家康備蓄の軍資金も全部使い果たしたといわれています。

なお小屋面積は1棟当たり82.5㎡（畳数約50畳）を要する290棟と、7.5坪（約24㎡）の日除け場295棟が設けられ、町人に犬を大八車で運ばせ、ここに約8万2千頭が飼育されています。また中野に小屋がつくられる前月には、すでに4万2108頭が収容されていたとの記録もあります。この「お囲い」工事や維持管出費で幕府財政は緊迫事態が生じ、そのため町民や農民から「犬税」徴収をしています。「いつの時代でも、安易な加税改定をしますネ。」

ちなみに2013年（平25）1月東京23区総人口は8951万5751人。23区犬登録数は（2012年（平24））31万7612頭、その内予防注射済鑑札交付数22万7801頭です。

また、江戸町なか道路や、処刑場の鈴か森・南千住付近には人肉の味を覚えた凶悪な犬も徘徊して、犬に咬まれる被害と狂犬病の犬が続出し、狂い咬みつく状態の犬を「荒れ犬」（狂犬病犬）と呼び、特に1695年（元禄8）5月25日「人喰犬係留命令」が発令されて、内藤新宿四谷（新宿区）に「狂暴犬収容所」の犬小屋が設けられています。

わが国で狂犬病を目にする資料に、717年（養老元）に出されている「養老律令」で「其れ狂犬有らば所在殺すことを聴かせ」と狂犬殺処分の規定が、さらに984年（永観2）

「医心房」にも狂犬の記載があるように聞いています。「この資料を確認することは叶いませんでした。」

狂犬病流行の要因は、人々が犬との関わりの煩わしさのため、捨て犬が増大したため「犬のみにあらず狼狐狸（コレラ病）の類多く死す、人牛馬も噛みつかれては熱強く、食事も絶し、犬のごとく狂い廻り死す」の伝聞があります。

近年におけるわが国内では1956年（昭31年）に狂犬病最後の発症事例があります。

その後、放浪犬の捕獲、狂犬病ワクチン接種の普及と飼育啓蒙の強化で狂犬病発症例なく、国内では抑止されていますが、3件の発病輸入例があります。1970年（昭45）旅行先のネパールで犬の咬傷をうけ帰国後の死亡1例及び2006年（平成8）フィリピンで咬傷を受け帰国後死亡の2例があります。現在でも流行地域のアジア、南米、アフリカで年間約5万5千人の発症が報告されています。

この事態を鑑み意識して、明日は我が身に及ぶと、狂犬病予防法の啓発活動の重要性、発生リスクマネージメント対策の強化を、担当行政職及び開業獣医師に求められますが…。

なお、2013年10月17日、朝6時のNHKラジオニュースで、ルーマニアの街中に野犬6万5千頭が徘徊し、2012年には1万人の咬傷被害者が発生したので、捕獲犬を殺処分とする方針を発表したところ、フランス女優のブリジットバルドさんが動物愛護精神に反する行為であると反対声明の報道を聴き来ましたが、以後、何らこれに関する報道がありません。

綱吉の死で犬囲い小屋は取り払われ、その後30年ほど経過した後、テレビ画面で8代暴れん坊將軍の異名で登場する、徳川吉宗が中野村に鷹狩に出かけたときに、田畑の間に植えてある桃の花をみて、興をそそられ、付近の農民に桃の木をたくさん植えさせるよう命じ、1738（元文3）には200株の桃花が咲き乱れ、人びとに桃園として開放し、また北区王子に所在する飛鳥山の櫻とともに江戸名所として、茶屋も設置させ、両所とも賑わう浮世絵が残されています。

吉宗がつくった「桃園」の地名は、中野駅の南側に「桃丘小学校」があります。また「桃園公園」は名をとどめるのみで、その由来について、いまでは、生類あわれみの歴史と道連れで忘れ去られています。

8 綱吉の遺言で廃止された「生類あわれみの儀」

「徳川実紀」は徳川家歴史書で、いわゆる生類あわれみの触れ廃止に関する説に2例があります。

その1例目は、綱吉が死ぬ寸前に病床に將軍跡継ぎの6代家宣を呼び、家宣が生類あわれみの政道を否定していることを承知のうえで、「生類をあわれむ政策が、たとえ間違っているとしても、この政策のみは100年の後ととも、同じ政道をするところこそ孝行というものだと思ふ」と遺言を残したとする説です。

ところが、綱吉は1709年（宝暦6年）1月10日に死去したにもかかわらず、遺言は1月20日付で、後継の6代家宣から次の無効の発令があります。この記録は「江戸町奉行対して生類あわれみの儀は先代のごとく守るべきことだが、これより下民が難儀することだから、今後は各々心を引き締め、下民の憂いとならず、刑法もたち、罪のでないよう計らうよう、奉行たちはよく討議して、下民の難儀を取り

除くことが肝要である。さらに、江戸の人びとは犬その他の生き物のために費用を負担して難儀しているとのことだが、これも廃止して、中野の犬小屋も廃止すべし」と指示しています。

これを受け2月1日に、これまで捕えられていた未決犯が釈放。2月6日は魚釣り人の免罪。3月2日は鳥類やうなぎ販売者の釈放。4月18日には田畑を荒し、人馬を襲う野獣を鉄砲で殺傷の許可が、人びとに布告されています。

綱吉の葬儀は1月22日に行われましたので、遺言は10日後に無視されたこととなります。家光が綱吉の遺言無視の行為した裏面に、家光側近たちの思惑を感じとれます。その思惑とは、綱吉の葬儀ののちに、綱吉の遺言を6代家宣が廃止すると、親孝行の道徳が厳しい時代であるので、家宣は人々から不忠義者のレッテルを張られます。そこで側近は葬儀前に綱吉の政策を廃止した形式にすれば、遺言の無視行為に及ばないと、役人得意の事例解釈と運用で、世情の批判を無難に回避するための方法を上申し、遺言無視の下命文書の発令に繋がったのではと考察します。

側近たちの本音の部分として勘ぐると、綱吉の政策で、役人自身が日常生活を縛られ難儀させられていたことが、遺言無視の行動をとらせたとありますが、下種の勘繰りですかね…。

綱吉政策の遺言の2例目の説として、綱吉は死が迫る病床に「松平吉保」老中と呼び、生類あわれみの儀は人々が難儀しているから、速やかに廃止するよう指示したとする説です。ここに登場する「松平吉保」とは、旧姓柳沢吉保といい、小姓時代から綱吉の寵愛を得て、500の石禄高から15万石を超える大名に異例の出世を遂げ、老中上座の幕府最高の権力者になりました、綱吉死去の後、降格させられています。

9 綱吉政道の不満

生きもの愛護は、特に1694年(元禄7)の成年からは規制強化となり、飼犬をすて、あるいは殺した者は死刑にされました。これ等措置が影響し、人々は、犬を飼うわずらわしさで捨て犬が増え、放浪犬が町なか増加する事態が生じたことで、先述のとおり元禄8年8月に有名な大規模な中野犬小屋の設置と拡大していきました。

1695年～1696年(元禄8年～9年)頃から、綱吉の生類あわれみ政道に対する、住民の不満が高まりました。この不満の引き金となった要因の一つに大飢饉発生があります。

これは、1707年(宝永4)の富士山噴火による噴煙で日照不足が生じ、元禄の大飢饉と称する東北地方を襲った冷害です。作物の収穫は平年の3割程度しかなく、津軽(青森)領民の約15万人のうち、3分の1に相当する5万人を超える犠牲者の記録があります。

多くの餓死者は、幕府政策が強いブレーキとなり、飢饉で苦しむ惨状の様子を『耳目心痛記』(じもくしんつうき)記述に、「道を往けば、餓死者が野ざらしになり、村では死に絶えた家が続き日増しに増えた。肉親が死んでも申う体力もなく屍骸は放置される。」「11月になると積雪のため草木の根を取る事もできず被害は増した。生き残った家庭でも一家心中や子殺しが続いた」と述べています。

さらに、飢饉は全国にも影響を及ぼし、但馬出石藩(兵庫県北部に位置し皿そばで有名)の地では農民による打ち

こわしが発生し、米価高騰するなかで、鳥獣を食べるために捕獲することも許されず、害獣の駆除もできず、24年間も続く生類あわれみの行政の弊害で、「鳥も獣も人を恐れる習性を失い、飢えて身動きができずに路上に倒れ、息のある人をカラスやトンビが襲い、放浪犬の餌食とされた」と伝えていきます。

幕府は、人びとが飢餓災害の状況下の世情にあっても、中野の収容犬、一頭あたり一日に白米3合(約540g)味噌50匁(約187g)、干し鰯一合を与え、27万石の大名1年分の年貢収入料に相当する犬収容の維持費(犬税)として、主に江戸町民と農民から特別に取り立てました。町民からは「小間1間について(金3分(1分は1/4両=1両/約10万円)、関東の諸国農民には収容犬の食糧費として「石高100石に1石」の税を課しています。飼育料は、現換算で年間約100億円も支出したようです。

さらに綱吉の治世評価を落とす、不幸な偶然も重なる事例が多く、1698年(元禄11)の勅額大火(数寄屋橋門外より出火し、上野を経て千住まで300町余を焼失、死者3千人以上)など天災が生じることは、綱吉に徳が無いために起こった「天罰」と捉える風潮が人々にありました。「平成の民は、消費税値上げに係る議員定数削減公約をした政権に天罰を与える心を持ち合わせていません。いたって寛容です。」

10 綱吉「おもいやり精神」の承継

綱吉の政策を反映する法律は、1975年(昭48)国会で議員立法によって「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)制定された法律で、この法律の趣旨目的とするところは、人びとが「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにする、人と動物の共存社会を目指し、動物の習性をよく理解したうえで適正に接するように、動物の愛護と動物の適切な管理(危害や迷惑の防止)に関する、2分類で構成されています。

その後、同法律は1999年(平11)、2005年(平17)及び2012年(平24)年9月5日の3回にわたり世情の動向を踏まえた改正が行われました。

主な改正点は、従来の動物取扱業者のうちで、特に犬猫等販売業者に関連する事項で、幼齢な犬猫の販売規制、犬猫等健康安全計画の提出義務が追加、動物の販売時に現物確認と対面説明の義務化、飼養施設を有する非営利の動物取扱いに係る届出制度の創設、所有者責務に終生飼養の徹底等があげられています。

なお本法の施行、2013年(平25)により、これまでのように安易なペットの飼育放棄等を防ぐため、自治体は、飼い主から、犬猫の動物の引き取りを求められた場合に拒否できる基準が定められていることです。この法施行の弊害として、思いやられることは、捨てられるペットが増えるおそれがあることではないでしょうか。

ちなみに、これに関する2014年4月7日付新聞報道で、2013年犬殺処分8年連続全国最多の茨城県(笠間市)約3117頭、熊本市は1頭と記事を読みました。

江戸時代にも、いわゆる生類あわれみの影響を受けて、飼い犬放棄で放浪犬の増加に咬傷被害が増加したとする記録を、鏡にして行政組織、養育者や販売業者に、おもいや

り精神の啓発活動が一層期待されます。皆様から「釈迦に説法だ」の声を承知のうえで、この「動物愛護管理法」の定める愛護動物と罰則の要点を記述します。

愛護動物とは、犬、ねこに限らず、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、いとうさぎ、鶏、いばと、あひる、その他人が飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類が該当します。

なお、愛護動物をみだりに殺し又は傷つけた場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処され、また、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った場合、あるいは遺棄した場合は、50万円以下の罰金に処するとされています。

網吉時代にも「生類あわれみの殺生禁断」を犯す者は厳罰に処し、違反者には死罪あるいは遠島などの極刑が科される事例に、動物愛護管理法に、網吉の精神が引継がれています。

11 明治・大正・時代の飼い犬規制条文

1938年(昭13)の支那(中国の旧呼称)事変から大東亜戦争へと続き、1945年(昭20)8月15日に敗戦(終戦)を迎えるまで、内務大臣が所管し、内務省の警察組織が担当する業務の範囲は広く、衛生、建築、労働まで担当範囲がおよんでいました。

1954年(昭29)12月警察行政組織の改正で警察の責務を国民の生命、身体及び財産の保護に限定されて犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持にと、警察活動は厳格にその責務の範囲内が限られました。

この警察組織の改正に基づき、衛生行政は内務省から厚生省に事務移管され、現在の事務内容は、警視庁警察署の衛生警察が担当していた事務が大部分を占めています。

(1) 明治時代(記述は、原文のままです)

約133年前の1880年(明治13)「布達全書13甲73號」「飼い犬(畜犬)の規制」で次のように規制がされていました。

「犬を飼うときの注意」として

- 1 犬を飼う時には首輪をつけ、首輪には、飼い主の住所・氏名を書いた札を付ける
- 2 鑑札のない犬、
- 3 咬傷犬伝や染病にかかった犬、または伝染病にかかっている犬は、鑑札があっても直ちに殺殺すべしと、住民の安全な生活を守るために、動物愛護精神を無視する内容の厳しい規則が定められています。その後、明治13年の布達で、明治36年4月、警視廳令第28號畜犬取締規則及び明治44年9月、警視廳第20號、狂犬病豫防に関する件は之を廃止するとされています。(廃止規則の資料収集はできませんでした。)

さらに民法(抄)(1896年(明治29))4月27日法律第89号で、動物の取得と権利に関して、次のような定めがあります。「注；本文はカナ書」

第195條「動物の占有による権利の取得」

他人が飼養せし家畜外の動物を占有するものは其占有の始善意にして且逃失の時より1カ月内に飼養主より回復の請求を受けたときは其動物の上に行使する権利を取得す。

第240條「遺失物の取得」

遺失物は特別の法の定むる所に従ひ告示を為したる後6か月内に其所有者の知れざるときは拾得者其所有権を

取得す。

第718條「動物の占有者等の責任」

動物の占有者は其動物が他人に加へたる損害を賠償する責に任す但動物の種類及性質に従ひ相当の注意を以て其保管を為したるときは此限に在らず。

- 2 占有者に代はりて動物を保管する者も亦前項の責任を負う。

(2) 大正時代(記述は、原文のままです)

1924年(大正10年3月8日警視廳令第3號)が次のように定められています。

第1條 犬を飼養する者は其の頭数、名称、種類、牡牝の別、毛色、年齢及特徴を記し3日以内に所轄警察官署に届出つへし。

飼養者その住所を変更したる時も亦前項に同じ。

第2條 左の場合に在りては3日以内に所轄警察官署に届出つへし。

- 1 仔犬を分娩したるとき
此の場合にありては其の頭数を明にすべし
- 2 譲渡若しくは飼養を廃止したるとき
此の場合に在りては譲渡先若しくは処分方法を明かにすべし
- 3 所在不明となりたるとき
- 4 所在不明の畜犬を発見したるとき
- 5 畜犬斃死したるとき
この場合に在りては獣医の診断書又は屍體検索書を添付すべし

第3條 第1条第1項の規定に依る届出を為さむとする場合には、別記様式に依る畜犬票を提出し、番號の刻記を受くへし但し島嶼を除く
前項の畜犬票は之を頸輪に附すべし。

「注；畜犬票は円形で、長径1寸5分(約45ミリ)、厚さ5厘(約4.5ミリ)、裏面に登録番号が記載の黄銅製で、現在の登録票と同様に首輪に着けるよう開孔されています」

第4條 畜犬票を附せざるものは之を野犬と看破す。

第5條 畜犬票を亡失毀損したるときは直ちに所轄警察官署に届出て新に畜犬票を提出し番號の刻記を受くへし

前項の届出は口頭を以て之を為すことを妨げず。

第6條 第2條第2號、第5號の事由を生じたる場合に於ては直ちに畜犬票を所轄警察官署に提出し番號の削除を受くへし

第7條 人畜を咬傷するの虞ある畜犬には繋留、口網其の他適當の施設を為すべし

前項の規定に依り為したる施設にして警察官に於て不適當と認めたるとき其の他必要ありと認めたる時は特に適當なる繋留其の他の施設を命することあるべし

第8條 警察官署に於て必要と認めたる時は畜犬検診を行ふことあるべし

前項の場合に於て飼養者は正當の事由なくして之を拒否することを得ず

第9條 警察官署に於て逸走の畜犬と認めたるときは七日以内警視廳内に繋留し明治32年3月法律第87條遺失法に依り之を処分す(注；明治32年=1899年)

第10條 第1條、第2條、第6條、第7條第1項及第8條第2項の規定に違反する命令に違反し又若しくは畜犬票に紛はしきものを附したる者は拘留又は科料に處す

第11條 飼養者にして未成年者又は禁治産者なるときは前條に規定したる罰則は之を其の法定代理人に適用す

附 則

第12條 本令は公布の日より之を施行す現に畜犬を飼養する者は本令施行の日より30日以内に第3條の規定に従ひ其の手續きを為すへし

第13條 明治36年4月、警視廳令第28號畜犬取締規則及び明治44年9月警視廳第20號狂犬病豫防に関する件は之を廃止す

「注；廃止規則の資料収集できませんでした。」

2012年(平成24)の現在では、犬を飼う場合は、その飼い主は30日以内に市区町村長に畜犬登録(一生に一度)することが、地方公共団体の議会の議決で定められる条例で、飼い犬の登録、登録犬の死亡、所在地の変更、飼い主の住所変更、飼い主の変更になども、30日以内に届け出なければならない。なお、狂犬病予防注射は毎年1回受けねばならないと義務づけられていることは周知のとおりですので、要旨のみを述べました。

(3) 大正5年7月警視廳令第10號で闘犬、闘鶏、闘牛取締規則

この次の規則に綱吉將軍の動物愛護法の精神が生かされています。

第1條 闘犬、闘鶏、闘牛を為したる者又はこれを為す目的を以て集合したる者は拘留又は科料に處分する

第2條 前條行為を教唆又は幫助したる者は前條に照らし之を罰す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

12 幕府触書の下命方法

幕府が大名へ下命する方法は、徳川265年間、その時代で指示・命令の内容の事柄で、いろいろな伝達方法を用いたようです。その方法を大きく分けると、江戸時代の初期は、老中奉書で伝えられ、1716年享保の改革(テレビ劇映画でお馴染みの8代將軍 徳川吉宗)まで、幕府から各大名に文書(触書)を交付し、この改革以降は、大名(の家臣)に文書を書き写させて、伝達するシステムに転換しています。伝達方法は文書の内容にもよりますが、町奉行・代官から町役人・村役人、そして町民・村民に至るまで周知の徹底がされています。

おもに一般向け公示方法は1㎡の墨書きで記した板に、幕府が農民や商人を取締まる基本的な決まり事の法度や掟書が記されて、親孝行・博奕の禁止・忠孝の奨励・精勤・贅沢の禁止、町人や農民の生活の規範とするもの、特に政權維持を脅かす恐れのあるキリシタン禁令、鉄砲、徒党(デモ)の禁止や新田開発の奨励など、多岐にわたる内容の事柄です。(高札は制札ともいい「こうさつ」とも「たかふだ」とも読みます。)で行なわれています。

この高札は、庶民にとってみれば、幕府權威そのもので、畏敬すべき存在物として、高札の場所設置は、石垣や土盛の上に建てられ、柵がつけられ、矢来で囲むこともありま

した。

なお高札管理責任は藩が、名主や村役人の仕事として命じ、文字の読めない者に読み聞かせ、規則を厳しく守らせる、また高札設置周辺の清掃も行わせています。「現在、博物館に高札が保存されていることは、畏れ多くも廃棄できなかったおかげの貴重な資料です。」

現在、江戸市民に対する高札掲示の跡地の一つとして見学できる地は、お江戸日本橋と唄われる首都高速道路下の日本橋河岸際に高札記念碑を見ることができます。さらに掲示場所から道路を隔てた河岸際の一段低い遊覧船乗り場に、江戸時代の火付け強盗、殺し犯や、相対死(心中)の生存者に対して、幕府の權威と畏れをみせしめる場所(さらし場)が、いまでも残されています。

現在の高札役は、各役所の「広報誌」や玄関前に諸事内容が掲示されています。なお政府からは官報が発行されています。この告示がなされると、その物事は、皆が認知したも効力は有効とされます。

13 法令効力は全国的な規制か

当時の江戸時代における法令効力は、全国に及び規制だったのでしょうか。

現行の行政区域は都道府県別に分割されています。江戸時代は300藩に区分され、幕府政權を担当する徳川家も、その一藩に該当します。

この時代の各藩行政組織のシステムは、幕府と藩が連合を組む形態がとられていましたが、基本的に各藩は独立組織体を成しています。従って特例がない限り、幕府が発令する法規制を、藩が順守する責は課せられていませんし、従う必要もなく、制裁を受けることもありません。

ただし徳川直轄の藩は、規則順守の適用をうけます。今日における国と各自治体行政組織の運営関係に類似点を面白く感じます。

江戸当時は、幕府は政權代表者の権力で、全国統一制覇していることで、藩が幕府に対する不都合なことをすると、藩を取り潰し、または藩主を他藩へと移動させています。明治時代においても知事の配置・移動は、政府の意向で行われていました。また自治法改正に至る近年でも東京23区の区長は都知事の意向で配属されていました。

江戸幕府の直轄地は、大まかに示すと、徳川の居城を取り巻く、千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・品川区の一部・目黒区の一部・渋谷区・豊島区・北区の一部・板橋区の一部や、大坂、長崎の都市と、地方では甲斐・飛騨・佐渡島・隠岐島も幕府直轄の支配を受けています。

幕府規制の厳しい当時、大阪藩の大名は幕府直轄で法令順守を強いられませんが、長崎地方は、古くから豚や鶏など料理に使うことが多く、生類あわれみの精神は、なかなか徹底しなかったようで長崎町年寄は、1692年(元禄5)及び1694年(元禄7)年あたり、殺生禁止が徹底していないので、下々の者に至るまで遵守せよ、という内容の通達を出しています。

ただし長崎在住の唐人とオランダ人は、例外として豚や鶏などを食すことを認められています。

興味を引く事例に、福島藩は独立していますが、ところが権力者である徳川幕府の顔色うかがいお触れの一部を準

用する特異的な藩です。それは10万石大名の堀田正伸の福島藩内の地で、農家飼育の馬が火災で死にました。藩主堀田正伸は「火災から馬の連れ出しを怠ったためだ」と、この戸主を入牢の刑に処した例があります。

なぜ福島藩が、このような処分を行ったのか、また幕府の顔色を窺う行動とったのか、この訳は、前藩主堀田正俊の長男である堀田正伸が、父親の死後に藩主を引き継ぐことができた理由にあります。前藩主堀田正俊は幕府政治の最高責任者でありました。しかし運悪く堀田正俊は1684年(貞享元)8月28日に、老中若年寄(副大臣クラス)の稲葉正休より、江戸城内で刺殺されました。この事件で福島藩が、忠臣蔵仇討事件を真似て藩士が行動に移すのではと、幕府の厳しい監視下に置かれたために「生類あわれみの儀」触書を準用し、幕府に恭順の姿勢を見せるための処分を行ったものとみられます。

一方、福島藩と同様に幕府直轄の除外を受けていた尾張名古屋藩(愛知県)は、「いわゆる生類あわれみの儀」に関して、幕府の顔色を窺うような態度をとっていなかった様子を、尾張藩士の朝日重章の行動日記「鸚鵡籠中記」から、面白く当時の世相がみられます。

彼は城の畳を維持担当役のお畳奉行を務めるサラリーマン武士で、芝居見物大好きで、ある日、芝居小屋に、武士の魂とされる刀を忘れる人物、また魚釣りや投網打を好み76回も漁場へ通いつめ、さらに同輩連立ち、業者接待を受け、毎日のように二日酔いに苦しむ酒好きで、彼の鬼籍に入る原因が酒で終わっています。彼は綱吉の死で禁令が消滅するまで「殺生」を重ねています。

「この記録誌(元禄御豊奉行の日記(中公新書)神坂次郎著者)から主人公の生活を想像すると、ニタニタ笑がでる、ストレス解消に役立ちますので、ぜひ一読を推薦します。」

14 編纂後記

- (1) 人が社会生活を営むうえで、サル社会に類似した生活規範が自然に生まれ、いつの時代でも多岐にわたる生活関連の規制が行われています。

特に江戸時代の徳川幕府・徳川家光・3代將軍職(1604年(元和9)~1651年(慶安4)に48歳没)、徳川家綱(10歳で4代將軍職・1651年(慶安4)~1680年(延宝8)に40歳没)の時代に叔父の保科正之が後見役となり、松平信綱、阿部忠明秋、酒井忠勝、井伊直孝を加えた「寛永遺老政治体制」が確立されて、現代に至るいろいろな規制の起源が、この時代に誕生しています。

歴史教育では、江戸時代は土農工商の身分制度に縛られ、自由も人権も限られ、今日の欧米文化生活が送れる始まりは、明治政府の海外文化を導入が始まりと学ばされています。

しかし、江戸時代は商業経済が発展し、芝居見物、各地の神社仏閣の参拝、湯女に吉原と娯楽、花見見物、絵画、俳句な人々は自由を謳歌している様子を、両国の江戸歴史博物館で研修見学ができます。

常に思う事柄があります。明治政府は徳川政権をクーデターで倒した政権です。諸外国の歴史や、わが国の歴史を顧みても、その時代で権力を握った者たちは、けっして前政権の施策を誉め、認めるはずがありません。

ん。現政権を掌握する霞が関でも、前政権を否定する政治スタイルには、欧米崇拜の思想を垣間みることができます。

- (2) 1974年(昭49)に地方自治法の一部が改正あり、1975年(昭50)に東京23特別区の区長公選制が復活しました。地方自治法改正に併せ保健所は東京都から特別区に公衆衛生行政事務や従事専門職員も併せて移管され、当時、保健所事務の処務規定で狂犬病予防注射接種に関する事務は、食品衛生監視員職種の内、獣医師資格者が担当していました。

一方、飼い犬(畜犬登録)事務は市町村が(区では住民戸籍課)が東京都の事務委任を受け、飼い犬登録を申請する住民に畜犬登録済み鑑札の交付と、その手数料の徴収を担当し、飼い犬(畜犬登録)手数料は、区市町村から東京都の収入に繰り入れられていました。

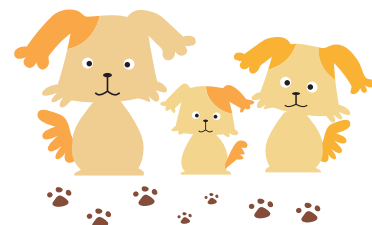
2000年(平12)政令改正を受け、飼い犬(畜犬登録)と狂犬病予防注射済登録の事務が区市町村で担当する事務と位置付けられて「狂犬病予防員」の職名は、1973年(昭48)動物の保護及び管理に関する法律の制定で「動物監視員」と称することに改められています。今日、狂犬病予防に関する事務担当は、各区保健所のさまざまな課係で担当しています。

主な参考・資料・文献

- ・徳川時代警察沿革史 警察協会編
- ・日本風俗辞典
- ・大江戸庶民事情(著 石川英輔氏)
- ・徳川四百年の内緒話(著 田安德川第十一代当主 徳川宗英氏)
- ・生類憐みの令(著 板倉聖宣氏)
- ・歴史読本「徳川將軍家人物総覧」(臨時増刊号 昭和52年・新人物往来社発行)
- ・東京今昔江戸散歩(中経文庫 著 山本博文氏)
- ・その他、在職中に習得した知識

ながながと、まとまりのない拙文を読みいただき、ありがとうございます。

編纂にあたっては、いろいろな資料を参考にアレンジしましたので、史実理解の誤り・表現力の未熟など、などに対する評価は、諸氏の度量に甘えさせていただきます。



角笛会関連記事(支部だより)

■青森県支部だより

平成26年度 角笛会青森県支部例会の開催

平成26年6月17日(火)に青森市本町のアップルパレス青森で角笛会青森県支部例会を開催しました。

本年度例会の開催当たり、当支部会員60余名のうち通知可能な40名に開催案内したところ、出席者は半数の18名となり、昭和25年卒業の神已代治会員を筆頭に平成12年卒の玉熊(旧姓吉野)民子会員まで、その差半世紀を超える幅広い層の会員に出席していただき、再会の喜びに沸く和やかな雰囲気の中、まずは例会前に記念の集合写真を撮影しました。

この度の例会は、青森県獣医師会定時総会の機会を捉えてその終了後に開催することとしたものであり、来賓として昨年新たに就任された日本獣医師会藏内勇夫会長(昭和54年卒)がご出席されていたことから、我が角笛会の名誉であり青森県支部として皆で直接お祝いを申し上げたいとお招きしたところ、快く御出席して頂きました。例会は事務局からの活動報告や渡部巖会員(昭和59年卒)の司会による全員スピーチを挿みながらの懇談会でしたが、当支部として日本獣医師会会長を囲んでの例会は初めてのことであり、出席会員は勿論のこと藏内氏にも大変お喜び頂き、会は希に見る盛会となり、羽田行き最終便へのギリギリの時刻まで歓談が続きしました。



当日は我が角笛会のその名の由来である「TVC牧歌(角笛はひびく~)」のほか「東京獣医学校校歌(香りは高きローレルの~)」「日本大学校歌(日に日に新たに~)」の楽譜付き歌詞も準備していましたが、残念ながら牧歌をしっかりと伝承出来る会員がおられなかったことや時間切れのこともあって校歌の合唱には至らず、内海喜八郎会員(昭和34年卒)の締め的一本で閉会となりました。TVCの校歌と牧歌が、何時の日か角笛会HP上で拝聴できればと望んでおります。

なお、当支部は前沢田啓支部長ご逝去の後、支部長が数年空席となっておりますが、この度の例会において青森県獣医師会会長である山内正孝会員(昭和51年卒)が新たな支部長に選出され、事務局長は引き続き小笠原和弘会員(昭和54年卒)が当たることになりました。

角笛会青森県支部としては、現会員の高齢化、本県出身の進学者停滞などで支部会員数が年々減少する難しい局面にありますが、今後とも会員相互の親睦と本部との連絡等に努めて参りたいと考えています。

文責：青森県支部事務局 小笠原和弘(昭和54年卒)

■高知県支部だより

平成26年度 角笛会高知県支部総会開催

この度の台風、土砂災害により、お亡くなりになった方々へ、心よりお悔やみ申し上げます。また被災された方々には謹んでお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたします。

高知県も総会前の二度に亘る台風で、浸水や暴風による被害が相次ぎ、避難指示の出る地区の続出、よさこい祭りの初日が中止、悪天候の中での開催決定と例年にならぬ事態に、支部総会開催そのものが危ぶまれました。

8月17日(日)、夏目雅子の映画、小説で有名な『陽暉楼』こと『得月楼』において、本部獣医学科臨床繁殖学研究室の津曲茂久教授をお招きし、「小動物の臨床繁殖」の演題で、二時間の講演を20数名の会員と現研究室室員1名の参加で、心配された天気も回復し、研修会及び支部総会を無事開催する事ができました。

当支部は、臨床繁殖学研究室OBが10名と会員数の約四分之一を占め、津曲先生は、本支部総会平成7年に続く二度目のご来高で、私を含めてOB一同は待ちに待った研修会でもあり、犬の繁殖技術、人工授精の基礎から応用まで多岐に亘る貴重なご講演をいただきました。

引き続き総会は、同会場にて議案すべて意義なく承認され、懇親会は賑やかに津曲先生を囲み、母校の思い出、お互いの近況報告に杯の飛び交う土佐流で、時を忘れるほど



に大いに盛り上がり、会員相互の親睦と絆を深め、和気藹々と楽しい時間を過ごすことができました。母校のますますの発展と、来年の再会を誓い、名残惜しい支部総会は、盛況のうちにおひらきとなりました。ちなみに今年の高知県の8月の晴天日はごくごくわずかで、数少ない上天気の日で総会が開催できたことは、奇跡に近かったことを申し添えます。これもひとえに本部や、支部会員の方々のおかげと感謝にたえません。

文責：高知県支部事務局 長崎 英二 (昭和60年卒)

角笛会関連記事(同期会だより)

■平成25年進勇会開催報告

猛暑の夏から台風や大雨による被害など列島各地で被害が絶えない年で、早11月を迎えました。皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

さて、先に御案内したとおり平成25年の進勇会を11月9日に東京三軒茶屋で開催いたしました。

我々の学生時代から全く様変わりした街並みの三軒茶屋の「銀座アスター」で宴会を、二次会は、カラオケで3時間切れ目なく歌いまくり、旧交を温めました。翌日は、有志で母校跡と付近を散策しました。母校は、新たに第15番目の学部が建設されるとのことで更地になっておりました。半世紀近くも時が経ち、致し方ないと思いますが学び舎がなくなることに寂しさを感じました。今回も昨年からの参加者と通信費を振り込んでいただいた方にこの報告を差し上げています。(通信費の振り込みありがとうございます。)

来年については、四国の松山近辺で開催の予定です。奮って参加をお願いいたします。

平成25年11月吉日



幅田熱唱



北門前



南側から北を望む更地

学会関連記事

角笛会のホームページは随時、更新されております。角笛会関係の行事予定、支部同窓会からのお知らせ、また最新の角笛会報など多くの情報を発信しております。さらにホームページから新住所の登録もできます。是非、お立ち寄りください。



第53回日本大学獣医学会開催案内

日時：平成27年7月頃
場所：未定
問合せ：事務局

〒252 - 0880 神奈川県藤沢市亀井野 1 8 6 6
日本大学生物資源科学部
獣医外科学研究室 (枝村 一弥)
TEL.0466 - 84 - 3373
E-mail : edamura.kazuya@nihon-u.ac.jp

ホームページアドレス http://hp.brs.nihon-u.ac.jp/~tsuno_hp/index.shtml

求人のお願

女子学生の増加に伴い、小動物臨床の勤務獣医師を希望する者が増えております。会員からの求人申し込みは学生就職指導課ならびに就職指導委員 (渋谷 久教授、坂井 学准教授) までご連絡ください。

編集後記

本年より、鯉江洋准教授 (獣医生理学研究室 平成2年卒) が事務局長に就任致しました。今後とも皆様のご支援をお願い申し上げます。角笛会会報にご意見、ご希望等がございましたら獣医生化学研究室の岡林 (okabayashi.ken@nihon-u.ac.jp) あるいは角笛会事務局 (tsuno-3@brs.nihon-u.ac.jp) までご連絡ください。(平成26年11月 岡林 堅 平成13年卒)